平成２９年（フ）第３２５号
静岡県伊豆の国市韮山山木856番地
破産者　有限会社高井組
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４１２号
愛知県小牧市下小針天神３丁目195番地
破産者　株式会社長谷川工務店
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１３６号
仙台市青葉区梅田町６番６号
破産者　株式会社カンセイ
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
広島市中区大手町３丁目８番５号
破産者　株式会社鯉城協同
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５０４号
東京都中央区銀座３丁目９番４号　文成ビル
破産者　株式会社パシフイツク・トラベラース・エージエンシー
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５０５号
東京都台東区浅草３丁目16－１－401
破産者　麻生　匡一
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２００号
相模原市中央区富士見３丁目16番11号
破産者　有限会社柏建設
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４７８号
神奈川県大和市西鶴間４丁目12番36号
破産者　株式会社ミカミ
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４０９号
岡山市北区奥田西町13番５号　パークサイド奥田Ａ－106
破産者　星島　由香
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１２１号
長崎県佐世保市松原町24番地３　ビレッジハウス松原２－501号、前住所長崎県佐世保市大和町1104番地10
破産者　野田　　誠
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２０５４号
札幌市東区東苗穂14条４丁目９番７号
破産者　寺岡　敏明
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０７４号
札幌市北区屯田５条７丁目１番13―205号
破産者　斉藤　充央
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０２号
栃木県小山市喜沢274－９－203号、住民票上の住所仙台市宮城野区萩野町３丁目８番地の19　京急仙台プラザ824
破産者　和泉　　守
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
茨城県神栖市土合本町３丁目9809番地155
鹿島総合住宅Ｂ２棟102号室
破産者　寺島　君恵
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第４５号
茨城県潮来市日の出１－12－15　ドリーム21Ｂ101、住民票上の住所千葉県香取市玉造１丁目８番地13
破産者　柳田　賢治
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１７４号
茨城県坂東市中里963番地22
破産者　バットシャムスアリことシャムスアリこと　ＢＵＴＴ　ＳＨＡＭＳ　ＡＬＩ
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第７５号
茨城県筑西市笹塚376番地５
破産者　大橋　建雄
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１０５５号
埼玉県戸田市笹目５丁目５番地の11
破産者　小船　隆司
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９１号
埼玉県北本市朝日４丁目83番地２
破産者　洞口　徳次
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係